

川越市関連施設ＬＥＤ照明器具賃貸借事業
プロポーザル実施要領

川越市教育総務部教育財務課

令和７年１１月

【目次】

1	業務の目的		P.	1
2	業務の概要		P.	1
3	提案事業費限度額		P.	1
4	事業内容		P.	1
5	参加資格		P.	2
6	応募に関する留意事項		P.	3
7	募集に関する事項等		P.	6
8	企画提案書提出書類・作成要領		P.	1 1
9	審査・選定方法		P.	1 2
10	事業実施に関する留意事項		P.	1 6

1 業務の目的

本事業は教育施設の既存照明関連設備をＬＥＤ照明器具等へ交換し、消費電力を削減することにより、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに電気料金及び修繕費用等の財政負担の軽減並びに維持管理に要する事務負担の軽減を図ることを目的として実施するものである。

事業方式については、事業期間の短縮や財政負担の平準化を図る観点から、リース方式によるものとし、現地調査の実施や計画・施工・維持管理等に関し、ノウハウを有する民間事業者から提案を受け、本プロポーザルを経て選定した優先交渉権者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合はリース契約を締結のうえ、本事業を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市学校関連施設ＬＥＤ照明器具賃貸借事業

(2) 対象施設・照明器具・数量等

別紙1「対象施設一覧」、別紙2「既設照明一覧表」のとおりとする。

※優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、内容が変更となる可能性があることに留意すること。

(3) 事業方式及びリース期間

① 事業方式：リース方式

② 設置期間：契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

③ リース期間：令和9年10月1日から10年間（120か月）

※本事業で設置した設備の所有権は、リース契約期間終了後、当市に無償（手続きにかかる費用を含む。）で譲渡するものとする。

※設置期間中に作業完了したＬＥＤ照明器具については、リース期間開始前であっても使用を認めること。

なお、設置期間中には、リース料金は発生しないこととする。

※リース期間におけるリース料金の支払については、毎月払いとする。

また、毎月の支払額に1円未満の端数が生じる場合、各年度の初回支払い時に精算するものとする。

3 提案事業費限度額

提案上限額は、リース期間の総額として、1, 311, 700, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※この金額は、予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

4 事業内容

教育施設敷地内の既存照明等設備について、現地調査を実施のうえ当市と合意した内容で、自らの費用負担により、ＬＥＤ照明器具等の取替を行う。

また、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもＬＥＤ

照明器具への取替を行うものとする。

なお、取替とは照明器具、安定器等の器具全ての交換を指す。

原則、既存配線は再利用するが、老朽化等により再利用が困難な場合、この限りではない。

<業務内容>

- (1) LED照明器具等の設置に係る現地調査、計画、施工及び監理
- (2) 既存照明設備等の撤去及びリサイクル又は廃棄処分
※既存照明とは蛍光灯を指し、既存LEDは対象外とする。
- (3) LED照明器具等の維持管理及び保証（契約期間中の修繕対応等）
- (4) リース期間終了後のLED照明器具等の当市への所有権移転
- (5) LED照明器具の管理台帳の作成
※参考「別紙3 LED照明台帳（案）」
- (6) その他、本事業実施に伴い必要となる事項
※その他詳細については、別紙「川越市内教育施設照明設備に係るLED照明器具等賃貸借仕様書」のとおり。（以下、「仕様書」という）

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「事業者」という。）は、川越市契約規則を遵守の上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。なお、グループの場合は、代表事業者がリース業務を行うものであること。
- (2) 1者が複数の役割を兼ねることができる。
- (3) 各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- (4) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表事業者1者を選定することとし、その代表事業者が当市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとする。
- (5) 事業者（共同提案の場合は代表事業者）は、川越市競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく令和7・8年度川越市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- (7) 事業者は、提案に必要な諸手続きを行う他、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。
- (8) 本事業において、LED照明器具の設置（施工）および維持管理に関しては、それぞれで少なくとも1者以上、令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（建設工事）において「地区 市内本店」及び「業種 電気工事業（又は電気通信工事業）」で登録されている業者を選定すること。
- (9) 参加表明書及び資格確認書類により本実施要領の内容を施工期間内に確実に履行できる者であること。

- (10) 事業者（グループの場合は代表事業者）は、実施要領等公表の日から過去10年以内に官公庁において、LED照明リース事業の実績があること。
- (11) 事業者のうち、施工役割を担うものは、建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- (12) 事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- (13) 契約期間中において故障や不具合等の速やかな対応を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。
- (14) 器具メーカーは、下記を満足する照明器具のメーカーを選定すること。
 - ① LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上ある者とする。
 - ② LED化リース事業において、類似事業の実績がある者とする。
 - ③ 契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有している者とする。※その他詳細については、仕様書のとおり。
- (15) 事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。なお、複数の事業者が連携する場合は、グループを構成する全ての事業者が当該条件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
 - ② 川越市契約規則（昭和49年規則第21号）第2条の規定に該当している者であること。
 - ③ 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
 - ⑤ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、手続開始決定を受けている者を除く）
 - ⑦ 国税及び地方税について滞納がないこと。

6 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属するが、当市に提出した書類は返却しないものとする。なお当市は事業者が無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。

(2) 当市からの提供資料の取り扱い

当市が提供する資料は事業者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても当市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

(3) 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。なお当市は提出された書類に係る追加参考資料の提出を要請することができる。

(4) 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び資格確認書類提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。

(5) 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て事業者の負担とする。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は 事業者が負うものとする。

(7) 事業者の複数提案禁止

事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(8) 構成員の変更の禁止

事業者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当市と協議の上、当市が認めた場合はこの限りではない。

(9) 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況、運営状況の大幅な変更など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(10) 優先権交渉権の取り消し又は失格

過去、同種類似事業において提案と明らかに異なる内容や実現不可能な虚偽の提案を行った事業者と認められた場合には、優先交渉権の取り消し又は失格となる事がある。

<分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			当市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○

	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	資金調達	提案書提出からリース開始前の急激な市中金利の上昇・下降	○	○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細協議によるもの)	協議	
	事業の中止・延期	当市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		当市の事業放棄によるもの	○	
計画・設計	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	当市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	設計変更資金調達	事業者の指示・判断によるもの		○
		必要な資金の確保に関すること		○
工事・施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	急激なインフレ・デフレ（工事費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○
	設計変更	当市の提示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完工	当市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	当市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持	設備の損傷	当市の故意・過失に起因する施設・設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷		○
	要求性能未達	所定の性能を達しない場合		○

7 募集に関する事項等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

※本プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

(2) 担当課

川越市教育総務部教育財務課（学校施設担当：鈴木、新井、馬渡）

所在地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 東庁舎2階

電話番号：049-224-6083（直通）

E-mail：kyoukuzaimu★city.kawagoe.lg.jp

★部分を@に置き換えてください。

(3) 選考スケジュール

公募から契約締結までの主なスケジュールは以下のとおり。

	内容	期間
1	実施要領の公表	令和7年11月4日(火) 9時 当市ホームページに掲載
2	実施要領等に関する質問の受付	令和7年11月4日(火)午前9時から 令和7年11月11日(火)午後5時まで
3	質問に対する回答	令和7年11月18日(火)午後5時に 当市ホームページに掲載
4	参加申込書及び資格確認書類の受付	令和7年11月4日(火)午前9時から 令和7年11月26日(水)午後5時まで ※持参の場合は、土日祝日を除く ※郵送の場合は、期間内必着。
5	参加資格確認結果、提案要請書の通知	令和7年12月1日(月)までに発出
6	現地調査	令和7年12月1日(月)から 令和7年12月22日(月)まで ※調査は任意
7	企画提案書等の提出	令和7年12月1日(月)午前9時から 令和8年1月9日(金)午後5時まで ※持参の場合は、土日祝日を除く ※郵送の場合は、期間内必着。
8	1次審査・プレゼンテーション参加要請通知	令和8年1月中旬
9	プレゼンテーション審査	令和8年1月下旬 ※時間、場所等の詳細は、電子メール

		にて通知します。
10	審査結果の通知	令和 8 年 2 月上旬 ※電子メール及び書面にて通知します。また、選考結果は当市ホームページでも公開します。
11	協定	審査結果の通知から契約締結まで
12	契約締結	令和 8 年 2 月下旬(予定)

(4) 提案事項手続き

①事業実施の公表

実施要領、仕様書、提出書類等を市ホームページにて公表する。

また、事務局窓口にて土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時に上記書類を配布する。

- ア 配布期間 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から
令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）まで
※事務局配布のみ午前 9 時～午後 5 時（土日祝日除く。）
- イ 配布場所 事務局（川越市 教育総務部 教育財務課）
※川越市ホームページよりダウンロードも可能です。

- ウ 配布書類 本実施要領及び仕様書
参加に関する提出書類一式

②実施要領等に関する質問受付

質問は、質問書（様式第 1 号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。

※電子メール以外の方法で提出された質問及び期限を過ぎた質問には回答しない。

質問 1 件につき質問書 1 枚提出（送信）とすること。

質問の内容によって、事業者の選定等に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

なお、メール送信の際は、件名を「川越市学校関連施設LED照明器具貸借事業」と記載し、メール送信後電話で事務局にメールの到着を確認すること

- ア 配布期間 令和 7 年 1 1 月 4 日（火）午前 9 時から
令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火）午後 5 時まで
- イ 提出先 「7(2)担当課」より事務局E-mail

③質問に対する回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）午後 5 時に当市ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

④参加申込書及び資格確認書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の書類を郵送又は持参により、「7(2)担当課」に提出すること。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められない。

ア 提出期間 令和7年11月 4日（火）午前9時から
令和7年11月26日（水）午後5時まで

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合、土日祝日を除く。

※郵送の場合、配達確認ができるものを提示すること。

郵送の場合、提出期限必着とする。

ウ 提出書類 次の提出書類に各々書類符号を付した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを3部（正1部、副2部）提出すること。

<参加表明時提出書類一覧>

	様式番号	提出書類	提出上の注意
1	第2号	参加表明書	グループで参加の場合は、統括役割を担う代表事業者で作成し提出すること。
2	第3号	構成表	事業者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（維持管理役割、施工役割、その他役割）を明確にすること。なお、各書類の押印は統括役割を担う代表者のみとする。
3	第4号－1	企業概要	グループで構成する場合は、代表事業者が提出するものとし、構成各社についても作成すること。
4	第4号－2	各役割の責任者業務実績表	
5	第5号	業務実績報告書	本業務に類似する業務の受託実績等について、過去10年以内の官公庁での実績を明示すること。
6	第6号	業務実施体制	グループで構成する場合は、代表事業者が提出するものとし、構成各社についても作成すること。 作成事業者を特定できる内容の記述は一切しないこと。
7	-	商業登記事項証明書 又はその写し	発行3か月以内のものであること。

8	-	国税及び地方税に滞 納がないことの証明 書	国税（写し可：法人税及び消費税（地方 消費税含む）） 地方税（写し可：法人市民税） それぞれ発行 3 か月以内のものである こと。
9	-	直前事業年度の財務 諸表の写しまたは、 それに代わる財務状 況の確認がとれる書 類の写し	
10	-	印鑑証明書の写し	発行 3 か月以内のものであること。
11	-	建設業の許可証明書 の写し	

⑤参加資格確認結果、提案要請書の通知

参加資格確認結果及び提案要請書は、文書（電子メール）で当市から事業者
者に通知する。

また、その際に学校内の配置を記した学校施設台帳を貸与する。

※学校施設台帳については本プロポーザル終了後、事務局に返却するこ
と。

なお、提案提出要請の通知を受けた参加者がその後の提案参加を辞退する
場合は、提案書提出受付締切日の午後 5 時までには提案辞退届（様式第 7 号）
を担当窓口を持参又は、郵送（必着）で提出すること。

ア 通知日 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）電子メール

⑥現地調査

事業者は希望する場合、現地調査を実施することが出来る。

現地調査は事務局が指定した日程、学校にて実施すること。

ア 日時・対象校 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から 2 2 日（日）のうち、事務
局が指定する日時、対象校

イ 調査時注意点 調査前には学校に連絡し、日程等を通知すること
現地調査前後には学校事務室に必ず立ち寄ること。
学校運営の妨げにならないよう注意すること。

⑦企画提案書等の提出

提案要請書の通知を受けた事業者は本プロポーザルの企画提案書を作成し、事務局へ提出すること。

企画提案書については、「7 企画提案書提出書類・作成要領」に準ずること。

- ア 提出期限 令和7年12月 1日（月）午前9時から
令和8年 1月 9日（金）午後5時まで
※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

- イ 提出方法 持参又は郵送
※持参の場合、土日祝を除く。
※郵送の場合、配達確認ができるものを提示すること。
郵送の場合、提出期限必着とする。

- ウ 提出先 事務局窓口（「7(2)担当課」参考）

- エ その他 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
ただし、市から要請のあったものについてはこの限りではない。

⑧1次審査及び審査結果の通知

企画提案書等を提出した事業者が6者以上の場合は書類審査を1次審査として先行実施する。なお、5者以下の場合はプレゼンテーション審査と同時に実施する。

1次審査の実施の有無については企画提案書等の提出期限である令和8年1月9日（金）午後5時以降に各事業者に対して電子メールにて通知する。

1次審査にて得点が高い上位5者をプレゼンテーション審査の対象とする。

1次審査の結果はプレゼンテーションの実施日等を記載した通知と併せて令和8年1月中旬頃送付する。

⑨プレゼンテーション審査及び審査結果の通知

プレゼンテーションを行い、別に定める委員会が、総合的な審査を行い、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を選別する。

審査内容、審査結果の公表については、「9 審査・選定方法」に準ずる。

- ア 通知送付 令和8年1月中旬頃

- イ プレゼンテーション実施日 令和8年1月下旬頃

⑩契約に関する事項

- ア 契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、優先交渉権者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務がある

が、当市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、当市は次点交渉権者と協議をする。

イ 見積書の提出

優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

ウ 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により当市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として、賃貸借契約を締結する。

エ 契約の解除

優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、当市は契約を解除できるものとする。

8 企画提案書提出書類・作成要領

(1) 企画提案書にかかる様式について

以下の項目ごとに提出様式集に定める提案様式に則り作成する。

③（第10号－1）、④～⑧については、同様の項目がある任意様式で作成できる。

- ① 提案書提出届（様式第8号）
- ② 川越市学校関連施設LED照明器具賃貸借事業 提案書
[表紙]（様式第9号）
- ③ 提案総括表（様式第10号 1～3）
- ④ 施工計画及び廃棄計画書（様式第11号）
- ⑤ 使用機器提案書（様式第12号）
- ⑥ 維持管理に関する提案書（様式第13号）
- ⑦ 市内事業者の活用（様式第14号）
- ⑧ 自由提案書（様式第15号）
- ⑨ 参考見積書（様式第16号）

川越市学校関連施設照明器具に係るLED照明器具等賃貸借（10年間のリース料）における各費用の積算が確認できること。（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 企画提案書要領

①一般事項

ア フォーマット

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定める。

原則としてフォントは「MS明朝体」、11ポイント以上とすること。

イ エネルギー計算

エネルギーに関する計算においては以下の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ² 排出係数
電気	8.64 (MJ/kWh)	0.421 (kg-CO ² /kWh) ※2024年度/東京電力

②様式について

- ア 企画提案書は事業者（共同提案の場合は代表事業者）からの提出とし、1者につき1案とする。
- イ 指定された様式（A4判）の各項目について、記載内容に合わせて行追加や改行をすること。
なお、各提案書への添付書類（カタログ等）についても原則A4判とするが、必要に応じてA3判折り込みも可とし、また、カラー印刷も可とする。
- ウ 各提案書については正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
- エ 各々書類符号を付した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。
また、電子データ（PDF）を電子メールに添付して「7(2)担当課」へ提出すること。
電子メールの表題は、「プロポーザル企画提案書(参加事業者名)」とすること。
メール送信後、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、「7(2)担当課」に受信確認の電話をすること。

9 審査・選定方法

(1) プレゼンテーション実施

前項にて提出された提案書と合わせてプレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。

実施概要は以下のとおり。

- ① 日時及び場所：後日全参加者に対し通知する。
- ② 提案時間：説明20分以内、質疑10分程度を目安とする。
- ③ 参加人数：4名までとする。
- ④ その他の注意事項

- ア プレゼンテーションへの出席者は、実際に業務を受注した際に主として担当する者を出席させること。
- イ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受け付け順とする。
- ウ プレゼンテーションは提出した企画提案書を基に行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可能とする。その場合、パソコンは事業者が持参すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するため、企画提案書提出時に事務局に申し出ること。
- エ プレゼンテーションは、提案者の特定を防ぐため、あいさつや自己紹介は不要とし、プレゼンテーションの内容においても、提案者が特定、類推できる表現は行わないこと。
- オ 灯具のサンプルを持ち込む場合は、会場で灯具の点灯確認を行うことも可能とする。

- カ 審査は個別に行い、非公開とする。
- キ 審査の結果、合計得点の最も高い提案をした参加者を契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。
- ク 提案書の内容と著しく異なる内容は認めない。

(2) 審査・選定基準

選定委員会が参加資格、業務実施体制、施工前調査業務、導入施工業務、使用機器、維持管理、金額も含めた効果、その他の観点から総合的な審査を行う。

なお、参加者が1者のみの場合でも審査は実施するものとする。

審査の項目・内容・各項目の配点は別表のとおりとする。

同点となった場合、事業費の低い方を優先する。

(3) 主な審査項目及び審査内容（別表）

	評価項目	評価の主な着目点	配点	
実施体制	業務を円滑に遂行できる体制	業務を円滑・確実に遂行するための人員配置や体制等が十分に図られているか。【書類審査】	10	20
	ＬＥＤ照明器具の設置実績が十分にあるか（事業の実績）	平成２８年４月から令和７年１０月までの間で官公庁が発注したＬＥＤ賃貸借事業の実績があるか。【書類審査】	10	
工程・有益性	実施スケジュールの妥当性	事業実施にあたり工程が妥当であり、施工期間内に完了できるスケジュールとなされているか。	15	35
	消費電力量・電気料金の削減効果	消費電力量・電気料金の削減効果が当市にとって有益なものとなされているか。	10	
	提案の独自性・有益性	提案内容に工夫がなされ、当市にとって有益な提案がなされているか。	10	
構成	市内業者の活用	施工において市内業者を積極的に活用している計画となっているか。 ※維持管理は採点対象外	15	15
使用機器、施工、維持管理	使用機器の選定	規格・品質が信頼できる製品であるか。	10	45
	施工手法、安全性	施工の手法や安全性を確保するための具体的な提案がなされているか。 学校運営に支障が出ないように十分に配慮した提案がなされているか。 休日や夜間などに作業する際、近隣住民に配慮した提案がなされているか。	15	
	適正処分	既存照明の処分方法等について、関係法令を遵守した処分方法など具体的な提案がなされているか。	10	
	維持管理・保守の実施体制	賃貸借期間における維持管理・保守の体制が図られているか。 製品に不具合が生じた際など緊急時において迅速に対応できる体制が図られているか。	10	

事業費	見積額	適正な見積もりがなされているか。【書類審査】 配点（20 点）×（提案価格のうち最低価格÷提案者の提案価格） ※小数点以下第 2 位を四捨五入	20	20
その他	プレゼンテーション	本事業に対して参加意欲や積極性が感じられるか。	5	5
	合計 ※書類審査：40 点、プレゼンテーション審査：100 点			140

【140 点×審査員 5 人 計 700 点】

(4) 評価、選定に関する留意事項

① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、出先、提出期限に適合しない場合。
- イ 虚偽の記載や不正が認められた場合。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- エ 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。
- オ 本実施要領に違反すると認められた場合。
- カ プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
- キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げた場合。
- ク 市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。
- ケ 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

② 提出された企画提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。

③ 市は必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることができる。

④ 市は提出された書類を審査に必要な範囲において複製を作成することができる。

⑤ 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で、無断で使用しない。

⑥ 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

⑦ このプロポーザル手続きにおいて、当市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

結果通知：令和8年1月下旬頃発出予定

- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、当市のホームページにおいて、優先交渉権者の名称及び得点並びに優先交渉権者以外の得点を公表する。

10 事業実施に関する留意事項

(1) 誠実な業務執行

- ① 実施要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、当市との間で誠意をもって協議すること。
- ③ 業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。当市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

- ① 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、当市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、当市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、当市は、事業者との契約を解除することができる。
- ③ 上の①又は②により契約を解除した場合には、事業者は、当市に生じた損害を補償しなければならない。
- ④ 不可抗力その他市は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、当市と事業者は、事業継続の可否について協議する。